

事前の準備が 災害から身を 守ります



本市では、昨年7月に西岳・山田地区を襲った集中豪雨で甚大な被害が発生しました。加えて、今年の1月には新燃岳の噴火に伴い農作物や家屋などに被害が発生しています。また、東日本を襲った大地震は未曾有の被害を出しています。

自然が猛威を振るう今こそ、日頃から大雨や台風、地震などに対する防災への心構えを持ち、いつ起こるか分からない災害へ備えましょう。

◎問い合わせ 危機管理課 23-2129



市民の生命を第一に考え 避難情報を発表します

これから梅雨や台風など雨の多い時期を迎えます。特に降灰の多かった西岳・山田地区は、例年に比べ土石流の危険性が高まっています。

市では、土石流災害から地域住民の生命を守るため、危機管理課内に新たに新燃岳対策監を置くとともに担当職員を増員し、防災体制を強化しました。土石流の発生の恐れがある場合には、地域住民の生命を第一に考え、避難情報を発表します。

梅雨の季節を迎え、今後さらに災害への警戒が必要です。意識的に避難情報や天気予報に気を配り、冷静な対応をお願いします。

新燃岳降灰に伴う西岳・山田地区避難勧告発令基準

(4月20日現在)

1時間10ミリの以上の雨量が予想されるとき

※避難勧告を発令する前に原則避難準備情報を発表します。決定は、気象台や民間の気象情報会社などの予想データや現地の河川の状況などを総合的に判断して行います

事前に災害に備えましょう!

防災マップを再度、確認

市では市内全世帯に防災マップを配布しています。防災マップは、河川の氾濫や土砂災害などの自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図上に示しています。

日頃から避難所の位置や、危険箇所を把握し、いざという時に冷静に行動できるようにしましょう。



宮崎県防災・防犯情報メールサービスに登録

宮崎県では、気象情報や避難勧告・指示の発令状況などの各種防災情報、および防犯情報などをメールでお知らせするシステムを運用しています。ぜひ、この機会に登録をお願いします。

登録方法は携帯電話またはパソコンから<https://www.fastalarm.jp/miyazaki/>に直接アクセスするか、右のQRコードをバーコードリーダーで読み取ってアクセスし、登録してください。



※免責事項に留意の上、登録をお願いします

◎問い合わせ

県危機管理課 ☎ 0985-26-7066

お知らせします。また、市のホームページでは、避難所の地図や開設状況、河川の水位、交通規制や通行止めなどの情報を掲載していますので、情報収集に活用ください。

崖崩れ・土石流・地すべりなどの土砂災害は、一瞬で人命を奪うことがあります。また、新燃岳噴火に伴う降灰で、小雨であっても土石流が起きる危険性があります。土砂災害危険箇所では、早めの避難が一番大切です。近くの指定された避難所や安全な場所に早めに避難しましょう。

土砂災害の前触れ
人的被害を出さないためには早めの避難が重要です。もし在宅中、裏山などの土砂災害の前触れに気付いた場合は、直ちに安全な場所へ避難をして、市役所まで連絡してください。

土石流 前兆として山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえます。雨が降り続けているのに、川の水位が下がり、川の水が急に濁り流木が混ざりはじめます。土臭いにおいがします

崖崩れ 地面にひび割れができません。沢や井戸の水が濁り、斜面から水が噴き出します

地すべり 崖からの水が濁ったり、崖に亀裂が入ったりします。小石がばらばらと落ちてきます

早めの情報収集が被害を未然に防ぎます

正しい情報を事前に、そしていち早く取得することが被害を最小限にとどめます。

市では、自然災害が予測されるときは、広報車やインターネット（市のホームページ防災情報）、宮崎県防災・防犯情報メール配信サービス、ケーブルテレビ（デジタル111、112チャンネル）、ラジオ（シティFM都城76・4メガヘルツ）などでさまざまな情報を

■ 昨年の集中豪雨による被害

昨年7月3日に起きた集中豪雨では1時間当たり134mmの大雨を記録しました。市内では死者1人、全半壊家屋4棟、床上床下浸水83棟など人命や住宅などに甚大な被害をもたらし、被害総額は約44億6千万円にも上りました。

■ 土砂災害の前触れ

豪雨や台風が接近し危険な状態が予測される場合に発表します。この際「貴重品や飲食物を準備して、早めの避難をしてください」などの内容をお知らせします。指定された避難所へ早めに避難をしましょう

■ 避難情報は三段階

避難準備情報（第一段階）

災害の発生が予測される場合に発令します。この際「危険な状態になる恐れがあります。速やかに避難をしてください」などの内容をお知らせします。避難勧告が発令された地域の人は指定された避難所へ避難をしましょう

避難勧告（第二段階）

さらに危険が切迫した場合に発令します。この際「危険です。直ちに避難をしてください」などの内容をお知らせします。もし、指定された避難所へ避難する余裕がなければ、近隣の安全な場所へ避難するなど、命を守る行動を取ってください

避難指示（第三段階）

さらに危険が切迫した場合に発令します。この際「危険です。直ちに避難をしてください」などの内容をお知らせします。もし、指定された避難所へ避難する余裕がなければ、近隣の安全な場所へ避難するなど、命を守る行動を取ってください

地域を守る 自主防災組織

災害に強い地域を築く住民の結束
◎公民館単位で活動する「自主防災組織」が果たす役割



個人だけでは解決が困難なことを自主防災組織や地域の人と協力して克服すること
自分や家族の命は自分で守ること。そのためには、災害を正しく理解し、事前の準備が重要です

住民が互いに協力して、地域の安全を守る組織が「自主防災組織」です。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は津波により壊滅的な被害をもたらし、自治体機能のすべてがストップする町村があるなど甚大なものでした。

今回の震災でも、行政や消防などの公共機関が災害対策に時間を要し十分に対応ができなかった中、相互扶助の精神の下、地域の実情を知る自主防災組織の活動は、重要な役割を果たしました。

現在、市内には302ある自治公民館の中で191の自主防災組

織が結成されています。

災害時の自主防災組織は、身近な情報や市役所などからの伝達事項をいち早く地域住民に知らせたり、災害の状況に応じて的確に地域住民を避難させたりする活動を行います。また、地区ごとの避難場所や災害時要援護者などをまとめた防災マップを作成している組織もあります。

自主防災組織活動の基本は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識。地域住民が、日頃から声を掛け合うなど、お互いに助け合うことができる地域をつくって行かなければなりません。

逃げる

勇気を持とう

新燃岳の噴火に伴い開催された住民説明会。

過去の火山泥流災害から今後の対策について学びました。

新燃岳の麓にある夏尾小学校

で3月29日、防災に学ぶ講演会が開かれ、被害が最も激しかった西岳地区や山田町の住民ら、約200人が参加しました。

内閣府の火山防災専門家の池谷浩さんが、イラストや写真を使って火山災害の特徴や土石流発生の仕組みなどについて講演。

土石流は秒速10以上以上の速度で流れ下り、発生してから逃げ始めても間に合わないとその危険性を強調しました。また、2万人以上の死者が出た海外での火山泥流被害を例に「避難はばかばかしいと考えず、大変だが、逃げる勇気を持とう」と訴えました。

さらに、池谷さんは災害対策



は誰かがやるのではなく、行政や住民、専門家が一緒になって、みんなでやるものと訴えたほか「霧島山からいろいろな恩恵を受けてきた。けしからんという気持ちにならずに、共存していく気持ちを持ってほしい」と話していました。

講演を聴いた住民からは砂防ダムのしゅんせつや危険地域の情報が見たいなどの要望が出され、国や県、市が連携して今後も土石流対策を行うことを説明しました。

降雨のたびに不安を抱く地域住民にとって、災害から身を守る対策を学ぶ大切な1日となりました。

都城市の指定避難所「一次避難所」

施設の名称	所在地	連絡先
中央公民館	姫城町7-8	☎24-5969
総合社会福祉センター	松元町4-17	☎25-2123
小松原地区公民館	大王町29-6	☎24-1900
東小学校	上東町11-20	☎22-3481
祝吉地区公民館	郡元一丁目1-4	☎23-2890
水道局	下川東三丁目3235	☎23-4510
早水公園体育文化センター	早水町3867	☎24-6454
五十市地区公民館	南鷹尾町29-5	☎23-2184
長寿館	鷹尾三丁目4523-2	☎26-0114
横市地区公民館	南横市町3925-3	☎25-2257
勤労身体障害者 教養文化体育施設 (サン・アビリティーズ都城)	都原町3369	☎25-2018
沖水地区公民館	太郎坊町1839-1	☎38-1033
志和池地区公民館	上水流町1536	☎36-0519
乙房小学校	乙房町1707	☎37-0706
庄内地区公民館	庄内町12692	☎37-0888
吉之元小学校	吉之元町4518	☎33-1800
西岳地区体育館	高野町2916	-
旧夏尾保育児童館	夏尾町5430-2	-
西岳小学校	美川町2928	☎33-1602
西岳中学校	美川町2927	☎33-1601
夏尾小学校	夏尾町6644	☎33-1802
梅北小学校	梅北町4687	☎39-4195
中郷地区市民交流センター	安久町6623	☎39-0121
永野営農研修館	山之口町山之口1539-4	☎57-4220
山之口多目的研修センター	山之口町山之口3261-3	☎57-3377
山之口勤労福祉センター	山之口町花木1934-1	☎57-3111
高城原ふれあいスポーツ館	高城町大井手2025-1	-
高城勤労青少年ホーム	高城町桜木1962	☎58-4887
高城老人福祉館	高城町穂満坊303-2	☎58-3279
高城運動公園総合体育館	高城町穂満坊2492	☎58-5514
石山体育センター	高城町石山1109-3	☎58-5511
高城農村環境改善センター	高城町有水2986-1	☎59-9955
高城多目的研修集会施設	高城町四家1131-3	☎55-1144
山田総合福祉センター (けねじゅ苑)	山田町山田4319-2	☎64-2200
縄瀬地区活性化センター	高崎町縄瀬1823-3	☎62-0319
笛水児童館	高崎町笛水949-4	☎62-0539
高崎福祉保健センター	高崎町大牟田1340-3	☎62-4411

※一次避難所は、台風など段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所です。二次避難所については、市のホームページや防災マップで確認してください

守ろう！

避難所生活のルール

避難所では、さまざまな人が寄り添って生活します。次の7つのルールを守り、少しでも過ごしやすい環境となるようお互いに協力しましょう。

① 避難者情報の登録

各避難所の担当者から配られる避難者カードに、必要事項を家族単位で記入してください。

② 避難所運営への協力

避難所は、地域の人みんなが利用する防災拠点です。避難生活が長期になる場合は、配食当番などに参加して避難所運営に協力しましょう。

③ 事務室などの利用制限

事務室や調理室など、避難者みんなが利用する部屋は、個人的な使用はできません。

④ 食料や物資の配給

【風水害の場合】

- 1晩程度の避難の場合は、自分で食料（3食分程度）や毛布、タオルを持参してください
- 避難生活が長時間に及ぶ場合、また避難勧告・避難指示が発令された地区については、必要に応じて市が非常食や物資を準備します

【突然の地震・火山災害の場合】

- 生活物資は避難している家族ごと配給します。ただし、全員に配給できる準備が整うまでは配給しません

⑤ 仮設公衆電話などの利用

仮設の公衆電話などが設置された場合、緊急性の高い用件のみとします。災害時は電話回線が込み合うため、伝言ダイヤルなどの活用もお願いします。

⑥ ペットの持ち込み禁止

地域の人みんなが利用するため、ペットの持ち込みはできません。

⑦ 飲酒や喫煙の制限

所定の場所以外での、飲酒や喫煙はできません。また、火災防止のため、たき火はできません。

